明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○預金保険法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・財務**一）　二

○幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　五

〔省　令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**五）　六

〔告　示〕

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する件（**内閣府・文部科学・厚生労働**一）　八

○損害保険料率算出団体に関する法律第十条の五第六項の規定に基づき自動車損害賠償責任保険基準料率を告示する件（**金融庁**一四）　九

○無線測位業務を行う無線局の送信設備の参照帯域幅及び帯域外領域とスプリアス領域の境界の周波数を定める件の一部を改正する件の一部を改正する件（**総務**二三）　二九

○電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件（**財務**二五）　三一

○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**一九二）　三三

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、めかじき（南西太平洋海域）、めばち（東部太平洋条約海域）及びきはだ（インド洋協定海域））に関する令和四管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（**同**一九三）　三三

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**国土交通**六〇～六二）　三七

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六三、六四、六七～六九）　三八

○直轄砂防工事を施行する件（**同**六五、六六）　三九

○信号符字を点附した件（**同**七〇）　四一

○信号符字を取り消した件（**同**七一）　四一

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**七二）　四二

○船舶国籍証書が無効となった件（**同**七三）　四二

○地すべり防止区域を指定する件（**同**七四～八〇）　四二

○神戸空港の施設について告示した事項に変更があった件（**同**八一）　四二

○水先人に免許を与えた件（**同**八二）　四三

〔官庁報告〕

国家試験

全国通訳案内士試験合格者（観光庁）　四三

公聴会

神戸空港の施設変更に関する公聴会（国土交通省）　四五

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　四六

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五七

会社その他

会社決算公告　六三